

議案第31号

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年3月24日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之

(提案説明)

「世田谷区立学校管理運営規則」の幼稚園の主任教諭等について小中学校の主任教諭の規定を準用する部分の改正に伴い、関連箇所の文言整理を行う必要があるため本案を提出する。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第3世田谷区立学校管理運営規則（昭和53年9月世田谷区教育委員会規則第7号）第5条において準用する同規則第12条第1項の主任教諭又は同条第2項の主任養護教諭の項中「世田谷区立学校管理運営規則（昭和53年9月世田谷区教育委員会規則第7号）第5条において準用する同規則第12条第1項の主任教諭又は同条第2項の主任養護教諭」を「職員のうちその属する職務の級が2級であるもの」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前																
<p>○幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 平成12年3月31日世教委規則第18号</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表第3（第11条関係）</p> <table border="1" data-bbox="197 584 1093 927"> <thead> <tr> <th>職員の区分</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園長</td> <td>100分の12</td> </tr> <tr> <td>副園長</td> <td>100分の10</td> </tr> <tr> <td><u>職員のうちその属する職務の級が2級であるもの</u></td> <td>100分の5</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	割合	園長	100分の12	副園長	100分の10	<u>職員のうちその属する職務の級が2級であるもの</u>	100分の5	<p>○幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 平成12年3月31日世教委規則第18号</p> <p>別表第3（第11条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1198 584 2094 927"> <thead> <tr> <th>職員の区分</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園長</td> <td>100分の12</td> </tr> <tr> <td>副園長</td> <td>100分の10</td> </tr> <tr> <td><u>世田谷区立学校管理運営規則（昭和53年9月世田谷区教育委員会規則第7号）第5条において準用する同規則第12条第1項の主任教諭又は同条第2項の主任養護教諭</u></td> <td>100分の5</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	割合	園長	100分の12	副園長	100分の10	<u>世田谷区立学校管理運営規則（昭和53年9月世田谷区教育委員会規則第7号）第5条において準用する同規則第12条第1項の主任教諭又は同条第2項の主任養護教諭</u>	100分の5
職員の区分	割合																
園長	100分の12																
副園長	100分の10																
<u>職員のうちその属する職務の級が2級であるもの</u>	100分の5																
職員の区分	割合																
園長	100分の12																
副園長	100分の10																
<u>世田谷区立学校管理運営規則（昭和53年9月世田谷区教育委員会規則第7号）第5条において準用する同規則第12条第1項の主任教諭又は同条第2項の主任養護教諭</u>	100分の5																